

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年九月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（二級及び三級基準点測量）
- 二 測量の地域 橿原市飯高町地先く橿原市東坊城町地先
- 三 測量の期間 平成二十九年九月十五日から同年十一月三十日まで